

# 動産・債権譲渡登記の手續において、法人の登記事項証明書の添付省略が可能になりました(令和3年6月1日から)

申請にあたり、登記事項証明書の添付を省略される場合には、当該法人について商業・法人登記の申請がされていないかどうかをあらかじめ御確認ください。(※2)

## 1 はじめに

申請される方の負担軽減を図ることを目的として、令和3年6月1日に動産・債権譲渡登記規則が改正され、同日施行されました(令和3年6月1日法務省令第32号)。

これにより、登記された法人が動産・債権譲渡登記の申請又は動産・債権譲渡登記に係る登記事項証明書(登記事項の全部を記載したもの)の交付の請求をする場合において、当該法人の商号・本店等又は会社法人等番号(商業登記法(昭和38年第125号)第7条)を提供することにより、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、当該法人の登記事項証明書(商業登記法第10条第1項)の添付を省略することが可能になりました。

## 2 改正の概要

登記された法人が動産・債権譲渡登記の申請又は登記事項証明書の交付の請求をする場合において、当該法人の商号・本店等又は会社法人等番号を提供し、これにより動産・債権譲渡登記所の登記官が登記情報連携システム(※1)を利用して当該法人の登記情報を取得することができるときは(※2)、以下の書面の添付を省略することができます。

- (1) 代表者の資格を証する登記事項証明書(動産・債権譲渡登記規則第13条第1項第1号、第22条第1項第1号)
- (2) 譲受人等の住所を証する登記事項証明書(動産・債権譲渡登記規則第13条第1項第2号)
- (3) 譲渡人又は譲受人等の表示が登記された表示と異なるときは、その変更を証する登記事項証明書(動産・債権譲渡登記規則第13条第1項第5号、第22条第1項第3号)

※1 法務省において、「登記・法人設立等関係手續の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、登記情報(商業・法人及び不動産)について、令和2年10月に、国の行政機関との間の登記情報連携の運用を開始しています。

※2 動産・債権譲渡登記等の申請時に、当該法人について別途商業・法人登記が申請されていて、その登記が完了していない場合など、動産・債権譲渡登記所の登記官が登記情報連携システムを利用して当該法人の登記情報を取得することができないときは、登記事項証明書の添付を省略することはできません。

また、譲渡人又は譲受人等の表示が登記された表示と異なる場合におけるその変更を証する閉鎖事項証明書に、登記申請書又は証明書交付申請書に記載された当該法人の商号・本店等又は会社法人等番号とは異なる商号・本店等又は会社法人等番号が記載されている場合にも、添付を省略することはできませんので、旧商号・本店等又は旧会社法人等番号の過去の履歴についても御確認いただくとともに、これらの情報についても申請書に記載する等の御協力をお願いいたします。

○登記事項証明書の添付省略ができる場合

【登記申請】

添付書面	代表者の資格を証する登記事項証明書	譲受人等の住所を証する登記事項証明書	譲渡人又は譲受人等の表示が登記された表示と異なるときは、その変更を証する登記事項証明書
登記の種類			
動産譲渡登記	添付省略可	添付省略可	—
債権譲渡登記	添付省略可	添付省略可	—
延長登記	添付省略可	—	添付省略可
抹消登記	添付省略可	—	添付省略可

※ 商業・法人登記の登記中である場合など、動産・債権譲渡登記所の登記官が当該法人の登記情報を確認することができない場合には、添付省略はできません。

【証明書交付請求】

添付書面	代表者の資格を証する登記事項証明書	譲受人等の住所を証する登記事項証明書	譲渡人又は譲受人等の表示が登記された表示と異なるときは、その変更を証する登記事項証明書
証明書の種類			
登記事項証明書	添付省略可	—	添付省略可

※ 商業・法人登記の登記中である場合など、動産・債権譲渡登記所の登記官が当該法人の登記情報を確認することができない場合には、添付省略はできません。